

平成27年定例第1回市議会会議録(第4日)

平成27年3月27日午前9時30分定例第1回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	(欠員)	11番	内野英則
2番	野田力	12番	小野茂樹
3番	上津原博	13番	中島一博
4番	荒巻隆伸	14番	坂口孝文
5番	瀬口健	15番	井手敏夫
6番	川口正宏	16番	宮本五市
7番	坂田仁	17番	壇康夫
8番	近藤新一	18番	河野一昭
9番	梶山忠男	19番	牛嶋利三
10番	中尾眞智子		

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	馬場洋輝	議会事務局係長	松藤典子
次長	四牟田正雄	書記	柿野孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原親	総務課長	平木啓喜
副市長	高野道生	企画財政課長	坂田良二
教育長	長岡廣道	企画財政課長補佐 兼財政係長	西山俊英
監査委員	平井常雄	福祉事務所長	梅津俊朗
総務部長	塚野仙哉	環境衛生課長	富重巧斉
保健福祉部長	松藤泰大	農林水産課長	大津光若
市民部長 兼市民課長	坂梨一広	商工観光課長	松尾博
環境経済部長	横尾健一	上下水道課長	内野逸雄
建設都市部長	石橋慎二	学校教育課長	田中裕樹
教育部長 兼教育総務課長	大津一義	教育部指導室長	稗田賢次
消防長	塚本哲嘉		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 同意第1号 副市長の選任について
- (2) 同意第2号 教育委員会教育長の任命について
- (3) 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- (4) 同意第4号 教育委員会委員の任命について
- (5) 同意第5号 監査委員の選任について
- (6) 同意第6号 公平委員会委員の選任について
- (7) 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (8) 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について

- (9) 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (10) 議案第1号 みやま市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 議案第2号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (12) 議案第3号 みやま市簡易水道事業基金条例及びみやま市消防庁舎建設基金条例を廃止する条例の制定について
- (13) 議案第4号 みやま市男女共同参画推進条例の制定について
- (14) 議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (15) 議案第6号 みやま市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の制定について
- (16) 議案第7号 みやま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (17) 議案第8号 みやま市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- (18) 議案第9号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (19) 議案第10号 みやま市葬斎場条例の一部を改正する条例の制定について
- (20) 議案第11号 みやま市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- (21) 議案第12号 みやま市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- (22) 議案第13号 福岡縣市町村職員退職手当組合理約の変更について
- (23) 議案第14号 財産の取得についての議決の一部変更について
- (24) 議案第15号 みやま市道路線の廃止について
- (25) 議案第16号 みやま市道路線の認定について
- (26) 議案第23号 平成27年度みやま市一般会計予算
- (27) 議案第24号 平成27年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算
- (28) 議案第25号 平成27年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算
- (29) 議案第26号 平成27年度みやま市介護保険事業特別会計予算
- (30) 議案第27号 平成27年度みやま市公共下水道事業特別会計予算
- (31) 議案第28号 平成27年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算
- (32) 議案第29号 平成27年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算
- (33) 議案第30号 平成27年度みやま市用地特別会計予算

- (34) 議案第31号 平成27年度みやま市水道事業会計予算
- (35) 議案第32号 みやま市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- (36) 発議第1号 みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- (37) 発議第2号 議会改革調査特別委員会の廃止決議
- (38) 議員質疑阻止等に関する調査特別委員会の設置について
- (39) 閉会中の継続調査の申出について

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 同意第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 同意第1号 副市長の選任についてを議題といたします。

一身上に関する事件でありますので、高野副市長の退場を求めます。

〔高野道生副市長退場〕

○議長（牛嶋利三君）

本件について提案理由の説明を求めてまいります。西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

皆さんおはようございます。同意第1号 副市長の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、高野道生氏の任期が平成27年3月31日で満了するのに伴い、同氏をみやま市副市長に再任したいので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

高野道生氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。同意第1号の討論につきましては、ただいまのところ通告が
あっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第1号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第1号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第1号 副市長の選任については同意することに決
定をいたしました。

高野副市長の入場を許します。

〔高野道生副市長入場〕

日程第2 同意第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第2. 同意第2号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

一身上に関する事件でございますので、長岡教育長の退場を求めます。

〔長岡廣道教育長退場〕

○議長（牛嶋利三君）

本件について提案理由の説明を求めます。西原市長、お願いします。

○市長（西原 親君）（登壇）

同意第2号 教育委員会教育長の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が教育長の任期
を3年として平成27年4月1日より施行されることに伴い、長岡廣道氏を同日付にてみやま
市教育委員会教育長に任命したいので、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律
第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

長岡廣道氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を有し、これまでの実績からも新しい制度の遂行に当たる当該職に最適な方だと考えております。御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。同意第2号の討論につきましては、ただいまのところ通告がっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第2号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第2号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第2号 教育委員会教育長の任命については同意することに決定をいたしました。

長岡教育長の入場を許します。

〔長岡廣道教育長入場〕

日程第3 同意第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 同意第3号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めてまいります。西原市長、お願いします。

○市長（西原 親君）（登壇）

同意第3号 教育委員会委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、末次光子氏の任期が平成27年3月29日で満了するのに伴い、地方教育行政の組織

及び運営に関する法律の一部を改正する法律による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行日、平成27年4月1日付で井上正明氏をみやま市教育委員会委員に任命したいので、同法第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

井上正明氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を有し、当該職に最適な方だと考えております。なお、任期につきましては、平成31年3月31日までとなっております。御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。同意第3号の討論につきましては、ただいまのところ通告がっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第3号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第3号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第3号 教育委員会委員の任命については同意することと決定をいたしました。

日程第4 同意第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第4. 同意第4号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。西原市長、お願いします。

○市長（西原 親君）（登壇）

同意第4号 教育委員会委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、釘嶋忠治氏が一身上の都合で平成27年3月29日をもってみやま市教育委員会委員を辞任されるのに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行日、平成27年4月1日付で樺島靖子氏をみやま市教育委員会委員に任命したいので、同法第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

樺島靖子氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、附則第4条の規定により、平成29年3月31日までといたしております。御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。同意第4号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第4号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第4号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第4号 教育委員会委員の任命については同意することに決定をいたしました。

日程第5 同意第5号

○議長（牛嶋利三君）

日程第5. 同意第5号 監査委員の選任についてを議題といたします。

一身上に関する事件でございますので、平井監査委員の退場を求めます。

〔平井常雄監査委員退場〕

○議長（牛嶋利三君）

本件についての提案理由の説明を求めます。西原市長、お願いします。

○市長（西原 親君）（登壇）

同意第5号 監査委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平井常雄氏の任期が平成27年3月31日で満了するのに伴い、同委員をみやま市監査委員に識見を有する者として再任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

平井常雄氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。同意第5号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより同意第5号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第5号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第5号 監査委員の選任については、同意することと決定をいたしました。

平井監査委員の入場を許します。

〔平井常雄監査委員入場〕

日程第6 同意第6号

○議長（牛嶋利三君）

日程第6．同意第6号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

同意第6号 公平委員会委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、北嶋弘基氏の任期が平成27年3月31日で満了するのに伴い、同委員をみやま市公平委員会委員に再任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

北嶋弘基氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。同意第6号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第6号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第6号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第6号 公平委員会委員の選任については同意することと決定をいたしました。

日程第7 諮問第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7．諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。西原市長、お願いします。

○市長（西原 親君）（登壇）

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、松尾千里氏の任期が平成27年6月30日で満了いたしますので、今回新たに高尾芳樹氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の御意見を賜りますよう諮問するものでございます。

高尾芳樹氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を有し、当該候補者に最適な方と考えております。御審議の上、御意見を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

お諮りをいたします。本件については、適任であるという意見を答申したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、適任であるという意見を答申することと決定をいたしました。

日程第8 諮問第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8．諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めてまいります。西原市長、お願いします。

○市長（西原 親君）（登壇）

諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、竹迫千代子氏の任期が平成27年6月30日で満了いたしますので、今回新たに加藤均氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の御意見を賜りますよう諮問するものでございます。

加藤均氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を有

し、当該候補者に最適な方と考えております。御審議の上、御意見を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

お諮りをいたします。本件については、適任であるという意見を答申したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、適任であるという意見を答申することと決定をいたしました。

日程第9 諮問第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。西原市長、お願いします。

○市長（西原 親君）（登壇）

諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、末吉靖子氏の任期が平成27年6月30日で満了いたしますので、今回新たに篠原操氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の御意見を賜りますよう諮問するものでございます。

篠原操氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を有し、当該候補者に最適な方と考えております。御審議の上、御意見を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

お諮りをいたします。本件については、適任であるという意見を答申したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、適任であるという意見を答申することに決定をいたしました。

ここで一旦議事を中断いたしまして、先ほど同意及び諮問の人事案件について当該者から

の挨拶や自己紹介を受けてまいりたいと思います。

〔関係者挨拶省略〕

○議長（牛嶋利三君）

それでは、議事を再開いたします。

日程第10 議案第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 議案第1号 みやま市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。宮本総務常任委員会委員長、お願いします。

○総務常任委員長（宮本五市君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第1号 みやま市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月20日、塚野総務部長、平木総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、行政手続の一部改正に伴い、条例を改正するものでございます。

改正の主な内容は、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる行政指導の中止等の求めの手続や、法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求めることができる処分等の求めの手続の新設するほか、行政指導の根拠等を提示することなど、行政手続法と同様に必要な事項を定めるものでございます。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第1号の討論につきましては、ただいまのところ通告が

あっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号 みやま市行政手続条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第11 議案第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 議案第2号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。宮本総務常任委員会委員長、お願いいたします。

○総務常任委員長（宮本五市君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第2号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月20日、塚野総務部長、梅崎契約検査課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、みやま市の附属機関であるみやま市高田支所用地活用検討委員会を廃止するため、条例を改正するものです。

この高田支所用地活用検討委員会は、ヨコクラ病院からの申し出を受け、高田支所用地の有効活用について、市長の諮問に応じて必要な調査及び審査を行うため、平成21年12月に設置されました。

しかし、既に当該用地については一定の目的が達せられ、今後、本委員会を存続する必要

がないため、廃止するものであります。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第2号の討論につきましては、ただいまのところ通告が
あっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第2号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第2号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第12 議案第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 議案第3号 みやま市簡易水道事業基金条例及びみやま市消防庁舎建設基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。宮本総務常任委員会委員長、お願いいたします。

○総務常任委員長（宮本五市君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第3号 みやま市簡易水道事業基金条例及びみやま市消防庁舎建設基金条例を廃止す

る条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は、3月20日、塚野総務部長、坂田企画財政課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、事業完了に伴い、関係する基金条例を廃止するものでございます。

まず、簡易水道事業基金は、平成22年度から水道事業に統合している山川地区の簡易水道事業につきまして、その公債費に充てるため活用していましたが、今回、基金の活用が完了したことに伴い、廃止するものでございます。

次に、消防庁舎建設基金は、今年度に庁舎建設が完了したことに伴い、廃止するものでございます。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第3号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第3号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号 みやま市簡易水道事業基金条例及びみやま市消防庁舎建設基金条例を廃止する条例の制定につきましては委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第13 議案第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 議案第4号 みやま市男女共同参画推進条例の制定についてを議題といたします。

本件については、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。宮本総務常任委員会委員長、お願いいたします。

○総務常任委員長（宮本五市君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第4号 みやま市男女共同参画推進条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月20日、坂梨市民部長、吉開人権同和対策室長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもとに委員会を開催いたしました。

本議案は、みやま市における男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項などを定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に、みやま市男女共同参画推進条例を制定するものでございます。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第4号の討論につきましては、ただいまのところ通告が来ておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第4号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第4号 みやま市男女共同参画推進条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第14 議案第5号

○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第5号の討論につきましては、ただいまのところ通告がっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については原案のとおり可決をされました。

日程第15 議案第6号

○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 議案第6号 みやま市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件等に関する

る条例の制定についてを議題といたします。

本件については、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。坂口文教厚生常任委員会委員長、お願いいたします。

○文教厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第6号 みやま市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月23日に大津教育部長兼教育総務課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び教育公務員特例法の一部改正に伴い、新教育長の勤務時間その他勤務条件等について本市の条例で定める必要があったため条例を制定するものです。

新教育長は、議会同意を得て選任される特別職となるため、教育公務員特例法第16条は削除されますが、新教育長の具体的な事務執行を行う等の職責に鑑み、常勤すること、勤務時間中の職務専念義務を課すとされておることから、本条例において必要事項を定めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第6号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第6号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号 みやま市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第16 議案第7号

○議長（牛嶋利三君）

日程第16. 議案第7号 みやま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。坂口文教厚生常任委員長、お願いします。

○文教厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第7号 みやま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月23日に大津教育部長、田中学校教育課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、飯江小学校、竹海小学校、山川東部小学校、山川南部小学校の4小学校を統合し、新設校として桜舞館小学校を設置することに伴い、条例を改正するものです。

改正の内容は、別表第1において、みやま市立山川東部小学校から飯江小学校の項まで及び竹海小学校の項を削除し、新たに桜舞館小学校の項を追加するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の御報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第7号の討論につきましては、ただいまのところ通告が
あっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第7号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号 みやま市立学校設置条例の一部を改正する
条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第17 議案第8号

○議長（牛嶋利三君）

日程第17. 議案第8号 みやま市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
を議題といたします。

本件については、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求め
ます。坂口文教厚生常任委員会委員長、お願いいたします。

○文教厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第8号 みやま市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について、文教厚生
常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月23日に松藤保健福祉部長、梅津福祉事務所長及び関係係長に出席を求め、
委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、児童福祉法の一部改正に伴い、これまで市町村が条例で定めていた事由により、
家庭において保育に欠ける児童について保育を実施することになっていましたが、保育を必
要とする事由が法令に定められたことに伴い、条例を廃止するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第8号の討論につきましては、ただいまのところ通告が
あっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第8号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第8号 みやま市保育の実施に関する条例を廃止す
る条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第18 議案第9号

○議長（牛嶋利三君）

日程第18. 議案第9号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議
題といたします。

本件については、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求め
てまいります。坂口文教厚生常任委員会委員長、お願いいたします。

○文教厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第9号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任
委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月23日に松藤保健福祉部長、河野介護支援課長及び関係係長に出席を求め、
委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、第6期介護保険事業計画期間における介護保険料率の改定及び介護保険法の改正に伴い、必要な事項について条例を改正するものです。

本条例の概要は、まず、介護保険料について、平成27年度から平成29年度に係る第6期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の保険料率を定めるものです。第1号被保険者の保険料の負担割合が21%から22%に拡大されたこと、要支援、要介護者の増加等に伴う給付費の増加を考慮し、1カ月当たりの保険料の基準額を5,850円と定め、第5期の保険料基準額と比較して569円、率にして10.8%の引き上げを行うものです。また、所得水準に応じて保険料区分をするもので、所得段階を8段階から10段階とし、負担のより一層の均等化を図るものです。

次に、新しく加える附則第8号では、新介護保険法に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の施行日に係る経過措置を定め、施行日を規則に定めるものです。具体的には、市が主体的に取り組む地域支援事業を着実に進めるための準備期間を考慮し、介護予防給付を地域支援事業へ移行する、いわゆる新しい総合事業の施行日は、平成29年4月1日とし、生活支援サービスの整備や医療・介護連携の推進、認知症施策の推進を図る、いわゆる包括的支援事業の施行日は、平成30年4月1日とするものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第9号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第9号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第9号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議は10時40分からお願いいたします。

午前10時29分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（牛嶋利三君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第19 議案第10号

○議長（牛嶋利三君）

日程第19. 議案第10号 みやま市葬斎場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

委員長報告を行います。

議案第10号 みやま市葬斎場条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月19日に、横尾環境経済部長、富重環境衛生課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、現在の有明広域葬斎施設組合が火葬業務のほかにごみ処理場の建設及び管理運営を業務に追加するために組織を改編し、平成27年4月1日から有明生活環境施設組合に名称を変更することに伴い、本市の条例を改正するものであります。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第10号の討論につきましては、ただいまのところ通告が
あっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。

議案第10号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第10号 みやま市葬斎場条例の一部を改正する条例
の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第20 議案第11号

○議長（牛嶋利三君）

日程第20. 議案第11号 みやま市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題
といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を
求めてまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いいたします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

委員長報告を行います。

議案第11号 みやま市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委
員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月19日に、横尾環境経済部長、大津農林水産課長及び関係係長に出席を求
め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、
本条例において引用している法律名の改正を行うものであります。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第11号の討論につきましては、ただいまのところ通告が
あっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第11号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第11号 みやま市手数料条例の一部を改正する条例
の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第21 議案第12号

○議長（牛嶋利三君）

日程第21. 議案第12号 みやま市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と
いたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を
求めてまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

委員長報告を行います。

議案第12号 みやま市公園条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員
会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月19日に、委員全員出席のもと、執行部当局の案内で現地調査を行い、その後、委員会室において石橋建設都市部長、壇都市計画課長及び関係係長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

本議案は、矢部川左岸の堤外地にあります朝鮮松原公園において、国の事業である矢部川河川激甚災害対策特別事業の実施に伴い、市公園機能の維持が困難であること、また、当該公園機能を補完する近接地の県営筑後広域公園の整備が進んでいる状況であることを踏まえ、当該公園を廃止するものであります。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第12号の討論につきましては、ただいまのところ通告がっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第12号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第12号 みやま市公園条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第22 議案第13号

○議長（牛嶋利三君）

日程第22. 議案第13号 福岡県市町村職員退職手当組合格約の変更についてを議題といた

します。

本件につきましては、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。宮本総務常任委員会委員長、お願いします。

○総務常任委員長（宮本五市君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第13号 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月20日、塚野総務部長、平木総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、有明広域葬斎施設組合が平成27年4月1日から名称を有明生活環境施設組合に変更することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合理約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第13号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第13号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第13号 福岡縣市町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第23 議案第14号

○議長（牛嶋利三君）

日程第23. 議案第14号 財産の取得についての議決の一部変更についてを議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。坂口文教厚生常任委員会委員長、お願いします。

○文教厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第14号 財産の取得についての議決の一部変更について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月23日に、大津教育部長、田中学校教育課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、飯江小学校、竹海小学校、山川東部小学校、山川南部小学校の統合小学校を建設するために必要な私有地を購入するに当たり、さきの9月定例議会で議決された議案第38号 財産の取得について、今回新たに用地を取得するため、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決内容の一部変更について議会の議決を求めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第14号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第14号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第14号 財産の取得についての議決の一部変更については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第24 議案第15号

○議長（牛嶋利三君）

日程第24. 議案第15号 みやま市道路線の廃止についてを議題といたします。

本件については、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

委員長報告を行います。

議案第15号 みやま市道路線の廃止について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月19日に委員全員出席のもと、執行部当局の案内で市道の現地調査を行い、その後、委員会室において石橋建設都市部長、松尾建設課長及び関係係長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

本議案は、道路法の規定に基づき市道を廃止するものであります。

対象路線は3路線で、路線番号1003、野ノ内榎町線及び路線番号1031、本郷榎町線については、筑後広域公園プール施設の整備に伴い、この道路の一部が筑後広域公園敷地内となるため、一旦廃止するものであります。

路線番号6508、渡里2号線については、国道208号線の浦島橋かけかえに伴い市道つけかえが必要なため、市道路線を一旦廃止するものであります。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第15号の討論につきましては、ただいまのところ通告が
あっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第15号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第15号 みやま市道路線の廃止については、委員長
報告のとおり原案可決をされました。

日程第25 議案第16号

○議長（牛嶋利三君）

日程第25. 議案第16号 みやま市道路線の認定についてを議題といたします。

本件については、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求め
てまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

委員長報告を行います。

議案第16号 みやま市道路線の認定について、産業建設常任委員会における審査の経過と
結果を御報告いたします。

当委員会は、3月19日に委員全員の出席のもと、執行部当局の案内で市道の現地調査を行
い、その後、委員会室において石橋建設都市部長、松尾建設課長及び関係係長に出席を求め、
委員会を開催いたしました。

本議案は、道路法の規定により市道を認定するもので、対象路線は7路線であります。

路線番号31、小田廣瀬線については、一般県道湯辺田瀬高線の小田廣瀬区間について、その間の矢部川堤防道路を県道として整備するため、現在の道路を市道路線として認定するものでございます。

次に、路線番号1003、東ノ坪切目線、路線番号1031、本郷榎町線及び路線番号1351、本郷榎町2号線については、筑後広域公園プール施設整備に伴い、市道路線を整理し、認定するものであります。

次に、路線番号1352、長田本郷線については、福岡県南水道企業団が所有し、地域住民のため通行ができるように整備されておりました道路を、今回寄附を受け、市道路線として認定するものでございます。

次に、路線番号1353、正楽寺6号線については、宅地分譲地内道路がみやま市へ寄附されましたので、新たに市道路線として認定するものであります。

次に、路線番号6508、渡里2号線については、国道208号線の浦島橋かけかえに伴い、市道のつけかえを行うため、市道路線の認定をするものでございます。

いずれの路線も市道認定により、地域住民の公共の福祉の増進につながるものでございます。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第16号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第16号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第16号 みやま市道路線の認定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第26～第34 議案第23号～議案第31号

○議長（牛嶋利三君）

日程第26. 議案第23号 平成27年度みやま市一般会計予算から日程第34. 議案第31号 平成27年度みやま市水道事業会計予算までの9件を一括議題といたします。

本件につきましては、予算審査特別委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。河野予算審査特別委員会委員長、お願いします。

○予算審査特別委員長（河野一昭君）（登壇）

予算審査特別委員会における審査の経過と結果について御報告をいたします。

本予算審査特別委員会に付託されました案件は、議案第23号 平成27年度みやま市一般会計予算から議案第31号 平成27年度みやま市水道事業会計予算までの9件でございます。

審査の方法につきましては、議員全員で構成いたします全体の委員会と各常任委員会で構成いたします分科会を設置し、執行部の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の期間は、全体会議が3月9日、16日、24日、26日の4日間、分科会は3月19日、20日、23日の3日間開催し、全体会議では、みやま市の全会計予算についての審査を行い、分科会では、各常任委員会の所管に属する予算について審査を行いました。

まず、議案第23号 平成27年度みやま市一般会計の予算規模といたしましては、17,387,000千円となっております。本年度の当初予算は、義務的経費や継続事業を中心に予算計上した骨格予算として編成されておりますが、統合小学校の建設費を計上したことから、ほぼ前年並みの予算規模で、前年度と比較して48,000千円の減、率にしてマイナス0.3%となっております。

また、骨格予算ではございますが、定住促進や少子・高齢化の課題に対する事業の取り組みなど、直面する課題に着実に取り組む予算とされております。

続いて、議案第24号から議案第30号までの7件の特別会計予算について申し上げます。

各特別会計予算は、一般会計の骨格予算とは異なり、特定の事業推進に資するという目的や性質に鑑みて、通常予算として編成されております。

7つの特別会計合計の予算は、歳入歳出それぞれ13,071,153千円とし、前年度対比1,374,873千円の増で、率にして11.8%の増となっております。

続いて、議案第31号 水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入の事業収益を569,299千円と見込み、支出の事業費を537,309千円と見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出については、収入を128,751千円、支出を326,345千円と見込んでおり、収支不足額の197,594千円については、損益勘定留保資金などで補填するものです。

以上が平成27年度予算の概要でございます。

本年度予算は、第一次みやま市総合計画の基本方針や市長就任3期目の初年度に当たる施政方針の実現に沿った予算編成となっておりますが、今後、合併算定替えがなくなり、財政状況が厳しくなることが予想される中、多様化する行政需要に対応するため、さらなる自主財源の確保、行政改革の確実な実行及び柔軟な行政運営が求められております。

それでは、審査の中で出されました指摘事項等について申し上げます。

まず、全会計の共通事項として、1、委託料については、厳格な査定を行い、予算化すること。

次に、一般会計予算について申し上げます。

1、太陽光発電の償却資産の課税については、周知徹底化及び徴税の推進を図ること。2、ふるさと納税については、積極的に推進すること。3、地方創生事業について、国の支援策を大いに活用し、積極的に事業を推進すること。4、定住化促進及び子育て支援事業の充実を図ること。5、人権・同和関係団体への助成については、事業の執行状況を十分に把握して行うこと。6、福祉バスは、全市民が利用できるような交通体制を検討すること。7、農漁業の振興を図るため、国、県の補助事業を大いに活用し、生産及び意欲の向上を図られたい。8、有害鳥獣駆除対策については、対策は講じられているものの、年々被害が拡大しているため、さらなる強化を求める。9、荒廃森林の、特に竹林に対する対策を研究されたい。10、商工業の活性化対策及び企業誘致政策を積極的に行うこと。11、安全性と利便性の向上を図るため、生活道路及び水路の早急な整備を進められたい。12、消防団については、21分団の再編整備計画及び老朽化した格納庫の整備計画を樹立し、早目に対応すること。13、4

校統合小学校については、平成28年4月開校を厳守すること。14、統合校建設には当初の計画より多額の費用がかかっているため、今後の統合校に影響がないように努めること。15、タブレット等を使ったICT教育を推進すること。16、不登校児童・生徒に対するきめ細やかな対応、指導を行い、不登校解消に努めること。

次に、介護保険事業特別会計予算について申し上げます。

1、介護予防ボランティア支援事業の実施において、成果が得られるよう努力すること。

以上、各会計予算についての指摘事項等について申し上げましたが、これからの行政施策に反映すること及び予算の適正な執行を要請し、議案第23号から議案第31号までの9議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算審査特別委員会の御報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論及び採決は議案ごとに分けて行ってまいります。

まず、日程第26、議案第23号 平成27年度みやま市一般会計予算について討論を行います。議案第23号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第23号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第23号 平成27年度みやま市一般会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第27. 議案第24号 平成27年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。議案第24号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第24号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第24号 平成27年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第28. 議案第25号 平成27年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。議案第25号の討論については、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第25号 平成27年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第29. 議案第26号 平成27年度みやま市介護保険事業特別会計予算について討論を行います。議案第26号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第26号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第26号 平成27年度みやま市介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第30. 議案第27号 平成27年度みやま市公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。議案第27号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第27号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第27号 平成27年度みやま市公共下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第31. 議案第28号 平成27年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。議案第28号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第28号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第28号 平成27年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第32. 議案第29号 平成27年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算について討論を行います。議案第29号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第29号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第29号 平成27年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第33. 議案第30号 平成27年度みやま市用地特別会計予算について討論を行います。議案第30号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第30号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第30号 平成27年度みやま市用地特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第34. 議案第31号 平成27年度みやま市水道事業会計予算について討論を行います。議案第31号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第31号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第31号 平成27年度みやま市水道事業会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第35 議案第32号

○議長（牛嶋利三君）

日程第35. 議案第32号 みやま市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めてまいります。西原市長、お願いします。

○市長（西原 親君）（登壇）

議案第32号 みやま市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

みやま市子ども・子育て会議条例は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、平成25年に制定したものでございます。平成27年度に向けた機構改革により、4月から新たに子ども・子育て課を創設することに伴い、会議の庶務をつかさどる担当部署、福祉事務所から子ども・子育て課に改めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第32号の討論につきましては、ただいまのところ通告がっておりませんが、討論ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第32号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第32号 みやま市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決をされました。

日程第36 発議第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第36. 発議第1号 みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局長より朗読をいたします。馬場議会事務局長、お願いします。

○議会事務局長（馬場洋輝君）

〔朗読省略〕

○議長（牛嶋利三君）

次に、提出議員の説明を求めてまいります。13番中島一博君、お願いします。

○13番（中島一博君）（登壇）

提案理由の説明を行います。

発議第1号 みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行され、現行の教育委員長の制度を廃止して教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が常勤の特別職として配置され、教育長が教育委員会を代表することとなります。

これに伴い、この法律の附則で地方自治法の改正が行われており、議会との関係では、地方自治法第121条「長その他役員等の議場への出席義務」の規定において、現行の「教育委員会の委員長」が「教育委員会の教育長」に改正されております。よって、地方自治法との整合性を図るため、市議会委員会条例の改正を行うものであります。

皆様方の御理解と御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上、みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。発議第1号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りをいたします。発議第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第1号 みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決をされました。

日程第37 発議第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第37. 発議第2号 議会改革調査特別委員会の廃止決議を議題といたします。

事務局長より朗読をいたします。馬場議会事務局長、お願いします。

○議会事務局長（馬場洋輝君）

〔朗読省略〕

○議長（牛嶋利三君）

これより提出議員の説明を求めてまいります。8番近藤新一君、お願いします。

○8番（近藤新一君）（登壇）

大変お疲れさまです。それでは、提案理由の説明を申し上げます。

発議第2号 議会改革調査特別委員会の廃止決議について、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、みやま市議会会議規則第14条第1項の規定に基づき決議案を提出するものであります。

本特別委員会は、議会の組織運営等に係る調査研究を目的として平成25年12月18日に設置をされ、1年3カ月にわたって活動をしてまいりました。この間、1、議案採決に係る賛否の公表、2、議員定数の2名削減、3、選挙の公営について、4、常任委員会の所管の見直し等について、一定の成果を得たところであります。

中でも、議員定数の2名の削減については、市議会の行政改革の推進が図られ、大きな成果であったと感じているところであります。

このような中、今後の委員会活動について協議いたしましたところ、本特別委員会の所期の目的は終了したものと判断し、特別委員会を廃止する旨の決定をしたところであります。

以上により議会改革調査特別委員会の廃止決議を提出いたしておりますので、よろしく審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。発議第2号の討論につきましては、ただいまのところ通告があ
っておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決いたします。

発議第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第2号 議会改革調査特別委員会の廃止決議は、原
案のとおり可決をされました。

日程第38 議員質疑阻止等に関する調査特別委員会の設置について

○議長（牛嶋利三君）

日程第38. 議員質疑阻止等に関する調査特別委員会の設置についてを議題といたします。
地方自治法第117条の規定によりまして、6番川口正宏君の退場を求めます。

〔川口正宏議員退場〕

○議長（牛嶋利三君）

お諮りをいたします。議員質疑阻止等に関する調査について、6人の委員で構成する議員
質疑阻止等に関する調査特別委員会を設置し、これに付託をして調査することにしたいと思
います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議員質疑阻止等に関する調査について、6人の委員で構
成をする議員質疑阻止等に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して調査することに
決定をいたしました。

ここで川口正宏君の入場を許可します。

〔川口正宏議員入場〕

○議長（牛嶋利三君）

ただいま設置をされました議員質疑阻止等に関する調査特別委員会の委員の選任については、みやま市議会委員会条例第8条第1項の規定により、4番荒巻隆伸君、10番中尾眞智子君、13番中島一博君、14番坂口孝文君、15番井手敏夫君、16番宮本五市君、以上の6名の諸君を指名いたします。

日程第39号 閉会中の継続調査の申出について

○議長（牛嶋利三君）

日程第39. 閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員会から目下委員会において調査中の事件について、会議規則第111条の規定によって、お手元にお配りをいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議会報編集特別委員会につきましては、調査が終了するまでの閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきを願います。

お諮りをいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により、議長に委任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することと決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成27年第1回みやま市議会定例会を閉会いたします。

午前11時37分 閉会

上記会議の次第は、馬場洋輝の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛 嶋 利 三

みやま市議会副議長 河 野 一 昭

みやま市議会議員 荒 卷 隆 伸

みやま市議会議員 瀬 口 健